

業務指示書

ガーナ国小規模農家機械化促進

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年2月26日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 南雲 孝雄 Nagumo.Takao@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年3月3日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業機械に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/経営戦略）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：経営戦略、農業機械に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ガーナ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農民組織化/営農】

- 1) 類似業務の経験：農業組織化、営農に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ガーナ 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年3月7日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(GHS1 = 42.496 円 , US\$1 = 102.46 円 , EUR1 = 139.47 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、
プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の
アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定され
た実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件
の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、
当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、
業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも
可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上とな
る場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点
での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方
針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差
が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最
も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/経営戦略
農民組織化/営農

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

18.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年3月20日(木)までにプロポー
ザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

以上

プロポーザル評価表

ガーナ国小規模農家機械化促進

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/経営戦略	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	()	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 農民組織化/営農	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

ガーナにおいて、農林水産業に従事する産業別労働人口は労働人口全体の半分以上を占め、男性については、およそ6割が農林水産業に従事している¹。2010年の人口センサスによれば、約250万世帯が農林水産業に従事しており、その内、約95%が耕種農業を行っている²。農家の90%は、圃場の面積が2ヘクタール以下と小さいものの、農作物加工や仲買、小売等のバリューチェーンも含め、農業は、雇用創出の面で重要な役割を果たしている。

農業セクターは、GDPの3割を占め、経済成長を牽引する重要な産業である。農業生産全体の動向として、主要作物の生産量は増加傾向にあり、コメ以外の主要作物は自給を達している。しかしながら、耕作可能地の内、実際に耕作される6割弱に留まり、また、作付面積は広がっていない。また、主要作物の中で、ヘクタールあたりの平均収量が達成可能値を満たしている作物はなく、生産性向上、耕地面積の拡大が望まれる。農業機械化の促進は、作物生産性向上と労働省力化の見地から、農業セクター開発に大きく貢献すると考えられる。

食糧農業省は、2008年に農業セクターの活性化に向け、6つの開発目標を有する食糧農業セクター開発政策（FASDEP II）を策定した。またFASDEP IIの開発目標を実現する具体的な投資計画として、中期農業分野投資計画（Medium Term Agriculture Sector Investment Plan: METASIP）を策定した。FASDEP開発目標のひとつである「食糧安全保障と非常時の準備態勢」のコンポーネントに農業機械化が位置づけられる。METASIPでは機械化促進の課題として、農業機械アクセスの不十分さ、中間技術の活用不足、生産・加工機械の不足、加工技術の不足、情報の不足があるとしている。こうした課題に対し、食糧農業省の主要プログラムとして、プライベート・セクターによる農業機械化を推進する農業機械化サービスセンター（AMSEC: Agricultural Mechanization Service Centers）が2007年から実施されている。同プログラムは、民間からAMSEC設立の申請を受け、採用された事業者に対し、AESDが設立に向けた支援を行い、AMSECとして近郊農家への賃耕を行う事業である。申請者は、①民間企業、②農民組織（FBO）、③農業機械の所有者／賃耕業者とされる。AMSECとなった業者に対しては、AESDから農業機械が廉価で販売され、AMSECは賃耕ビジネスを行いつつ5年間でトラクター代金を延べ払いする。我が国の無償資金協力「貧困農民支援(2KR)」においても、AESDを協力機関として小規模農家の農業機械アクセスを改善する取り組みが実施されている。また、AMSECに対しては、農業機械の保守・管理、財務管理及びマーケティングに関する研修も実施される。

METASIPにおいては、2015年までに全国で170のAMSECを設立することが数値目標とされているが、2011年までに設立されたAMSECは89に留まる。AMSECの増設に向け、個別AMSECの賃耕ビジネスが持続していくためにAESDの体制強化が必要とされ、AMSECのマネージメント改善に関するAESDへの助言を行うJICA個別専門家の派遣要請が食糧農業省から提出された。

¹ Ghana Statistical Survey, 2008

² “2010 Population & Household Census: Summary Report of Final Results, Ghana Statistical Service, 2012”, Table 31: Households engaged in agriculture by type of activity and region (p81)参照。

2. プロジェクト概要

(1) 上位目標：

FASDEP II 及び METASIP に調和する農業機械化促進を促進する。

(2) プロジェクト目標：

AMSEC 対象地域における適切なタイミング及び支払可能な金額設定等による小規模農家への AMSEC 農業機械貸出サービスの強化をする。

(3) 成果：

1. 農業機械化アプローチ全般にかかる現状が確認される。
2. AMSEC サービスの持続性を高める試行的な手法や活動が明確になる。
3. AMSEC サービスへのアクセスを改善するパイロット・プロジェクトが実施される。

(4) 活動・投入計画

- 1-1 農業機械化に関する政策と現状の調査
 - 1-2 過去の関連分野における調査レビュー
 - 1-3 収穫後処理の現状把握
 - 1-4 AESD の役割に係る調査
 - 1-5 AMSEC のサービス状況に関する調査
 - 1-6 AMSEC によるトラクター代金支払状況の調査
-
- 2-1 現状と課題の分析に基づく AMSEC 運営強化に向けたアプローチの特定（事業マネジメントとサービスデリバリー）
 - 2-2 AESD 職員及び AMSEC 関係者が 2-1 を実践するために必要な研修の特定
 - 2-3 小規模農家の AMSEC サービスへのアクセス向上を実現させるための方策の特定
 - 2-4 2KR と AMSEC の比較を通じた有用事例等の AMSEC への反映と 2KR への助言
-
- 3-1 AMSEC 運営強化に向けた AESD と AMSEC 関係者を対象とした、AMSEC 経営改善に資する研修計画策定と実施
 - 3-2 農家が AMSEC サービスにアクセスするために必要な情報共有と理解促進を行う
 - 3-3 上記に基づくパイロット・プロジェクトの実施（AMSEC の選定、多角経営による所得増加モデル化、農業機械の適正な利用による経費の削減、スペアパーツアクセス・メンテナンスにかかる情報共有他）
 - 3-4 研修成果とパイロット・プロジェクト結果を踏まえ、AMSEC 開発ガイドラインとの取りまとめに向けた助言・指導

(5) プロジェクトサイト

ガーナ全土（拠点：アクラ）

(6) 関係機関

3. 業務の目的

本業務は、農業機械化アプローチ全般にかかる現状を確認し、AMSEC サービスの持続性（特に経営面の持続性）を高める試行的な手法や活動を選定した上で、AMSEC サービスのアクセスを強化するパイロット・プロジェクトを実施することにより AMSEC が存在する地域における適切なサービス展開計画及び支払可能な金額設定等を図り、小規模農家への AMSEC 農業機械貸出サービスの強化をすること。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 第1年次の業務の実施プロセス

本業務第1年次においては、①調査・分析期間(3.00MM程度)、②パイロット・プロジェクトを実施期間の2回の派遣を想定している。調査・分析完了後は、AMSEC サービスの持続性を高める試行的な手法や活動を選定するとともに、パイロット・プロジェクト実施期間の活動計画を提案する。ガーナ事務所・農村開発部への内容の説明を行い、ワーク・プランを修正する。2度目の現地入り後、C/Pと協議を行い、最終化を行う。①と②については、調査や技術移転の専門性・実績を考慮し、農民組織化/営農分野の団員につき、必要に応じてプロポーザルで複数の団員を提案すること。また、要員計画の策定においては、ガーナにおける気候（作付け期）に留意すること。アクラのある南部では5～7月が大雨季、8月が小雨季、9～11月が少雨季、12～4月が大乾季、北部では4～10月が雨季となる。1月前後には南北を問わずサハラ砂漠の砂を含んだ風が吹き寄せる（ハマターンと呼ばれる）。

(2) プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、JICAに対し、当初想定に固執することなく、積極的な改善提案を行うこと。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。柔軟なプロジェクト運営のためにも、現地において1ヶ月に1度JICA事務所と打ち合わせを行う等、進捗を確認すると共に、各専門家出発前後には、本部農村開発部との打ち合わせを行うこと。

(3) 持続性の確保

技術協力プロジェクト終了後、指導された内容につきガーナが独自の予算にて継続していくことを十分に意識し、政策の実現動向や課題等を十分把握することに努め、プロジェクトの提言内容が制度の一部として根付く様に工夫をすること。具体的には総括は中央政府との関係構築を重視するとともに、食糧農業省における①政策意思決定の手順、②予算配分の仕組み、を十分に把握のうえ、

財政的持続性に留意した活動を1年目から推進すること。また、先方政府や他ドナーによるスケールアップを行うことを想定し、活動のコスト、技術内容を選定する様に留意すること。

(4) C/Pのオーナーシップの確保

技術協力プロジェクトにおいては、業務実施のプロセスにおいて如何にC/Pの能力を向上させるかが最も重要である。コンサルタントは、相手国側関係機関のオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。

(5) 食糧農業省における他部局との連携

パイロット・プロジェクトの実施においては、AESD・各 AMSEC 拠点だけでなく、郡の農業担当や農業普及員との連携が必要となることが予想される。必要に応じて、C/Pを通じて他部局との連携及び必要な調整を行うこと。

(6) 我が国による過去の事業の活用及び現在実施中・後継の案件との連携

本案件実施に際しては、これまで我が国がガーナ政府に対して行ってきた協力の実績を十分に活用しながら行うものとする。特に、現在実施中の無償資金協力「貧困農民支援(2KR)」及び技術協力プロジェクト「天水稲作持続的開発プロジェクト」との連携に重点を置き、派遣中の専門家とは随時情報共有・意見交換を行い、相乗効果創出を図ること。更に、JICA が実施を決めている後継案件形成において、ガーナ國小規模農家機械化推進の観点から貢献し、相乗効果が期待できるものについてはJICAとともに連携の可能性・方法について検討を行うこと。

(7) アフリカ稲作振興のための共同体

本案件は、TICADIVにおいて立ち上がった「アフリカ稲作振興のための共同体 (Coalition for African Rice Development: CARD)」イニシアティブの支援により策定されたガーナ国家稲作振興戦略 (National Rice Development Strategy: NRDS) における農業機械へのアクセスに関する戦略に沿うものである。CARD イニシアティブにおいては、2018年までの後半5年間は、機械化や種子生産に関する民間連携 (民間投資) の重要性が強調されており、同イニシアティブの方針にも合致している。本案件より得られた成果や教訓については、CARD イニシアティブの下実施中のプロジェクトの関係者に対し、積極的な発信を行う。

(8) 本邦企業進出への貢献

近年、本邦企業のガーナ進出への関心が高まっている。開発効果向上のための官民連携及び本邦企業進出への貢献を念頭に活動を行う。ガーナ国内農業機械化を促進することでガーナにおける農業機械の市場拡大に寄与するとともに、ガーナ農業機械市場の現状調査・分析を通じて得た知見を基に、本邦企業 (農業機械メーカー等) 進出に際する提言につき報告書等を通じて行うこと。

(9) 広報の促進

日本・ガーナそれぞれにおいて、成果について積極的に広報を行うこと。

(10) 緑の未来協力隊³

本案件の専門家は、日本国政府の施作「緑の未来協力隊」のひとつとして位置づけられる。専門家としての活動自体は通常の技術協力と同様であるが、「緑の未来協力隊」への趣旨を理解し、緑の未来協力隊ホームページへの活動記録の公表等、広報活動について協力を行う。

6. 業務の内容

【第1年次契約期間：2014年4月～2015年3月】

(1) 国内準備期間（2014年4月上旬）

- 1) ガーナにおける機械化の現状・ガーナ政府の機械化促進の政策・体制について情報収集・分析を行うとともに、我が国がガーナで実施中の「天水稲作持続的開発プロジェクト」、「貧困農民支援(2KR)」関連資料を始めとする参考資料を確認し、ガーナにおける農業機械化の現状と課題、農業機械化の動向を把握する。
- 2) 我が国及び他ドナーがアフリカ等で協力している類似プロジェクトの研修カリキュラム・コンテンツ(特に農業機械の賃耕サービス、機械化を導入した稲作に関するもの)について、その内容を把握し、グッド・プラクティスやアフリカにおける農業機械化の課題を収集・分析する。
- 3) 上記情報収集結果を基に現地派遣期間の業務計画書案(和文)を策定し、農村開発部への説明を行い、コメントを基に内容を修正する。

(2) 現地派遣期間（2014年4月上旬～2015年2月下旬）

- 1) 業務計画書案(和文)の内容をガーナ事務所に行く。コメントを基に内容を修正する。
- 2) 下記に関する調査・分析を行う。(3.0MM程度)
 - ① 支援要請の背景となった政策や予算措置の状況を調査する。
 - ② 農業機械化アプローチ全般にかかる現状を確認する。
 - ア) 農業機械化に関する政策・他ドナーの動向・現状の調査(それらに対する食糧農業省内の評価を含む)
 - イ) 過去の関連分野における調査レビュー
 - ウ) 収穫後処理の現状把握
 - エ) AESDの役割に係る調査
 - オ) AMSECのサービス状況に関する調査(機械の運用計画、稼働状況、機械維持管理状況他)
 - カ) AMSECによるトラクター代金支払状況の調査
 - ③ AMSECサービスの持続性を高める試行的な手法や活動を提案する。

提案にあたっては、以下の要素に配慮すること。

³日本政府は、平成24年6月の国連持続可能な開発会議(リオ+20)における玄場外務大臣の政府代表演説の中で、環境未来都市の世界への普及、世界のグリーン経済への移行、強靱な社会づくりの3本柱を中心とする貢献策「緑の未来」イニシアチブを発表。グリーン経済への移行のための具体的支援の一環として、3年間で1万人規模の「緑の未来協力隊」を編成して途上国の人づくりに協力することを表明した。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/nmk/index.html>

- ア) 現状と課題の分析に基づく AMSEC 運営強化に向けたアプローチ
(AMSEC 組織内のマネジメントの状況と対顧客(農民)に対するサービス提供状況)
- イ) AESD 職員及び AMSEC 関係者がア) を実践するために必要な能力
- ウ) 小規模農家による AMSEC サービスアクセス向上に資するアプローチ
- エ) 2KR 供与機材購入者の賃耕サービスと AMSEC のサービスの比較を通じた有用事例等の AMSEC への反映と 2KR への助言
- オ) 2KR 及び他ドナーの支援等により投入される機材の効果的活用計画策定への助言

3) AMSEC サービスへのアクセスを強化するパイロット・プロジェクトを実施する。

- ア) AMSEC 運営強化に向けた AESD と AMSEC 関係者を対象とした経営視点によるトレーニングの計画策定と実施を行う
- イ) 農家が AMSEC サービスにアクセスするために必要な情報共有と理解促進を行う
- ウ) 上記に基づくパイロット・プロジェクトの実施を行う (AMSEC の選定、多角経営による所得増加モデル化、農業機械の適正な利用による経費の削減、スペアパーツアクセス・維持管理にかかる情報共有他)
- エ) 研修成果とパイロット・プロジェクト結果を踏まえ、AMSEC 開発ガイドラインとの取りまとめに向けた助言・指導を行う。

(3) 帰国後整理期間 (2015年3月上旬)

- ① プロジェクト業務進捗報告書 (和文) を作成し、監督職員に報告する。

【第2年次契約期間：2015年5月～2016年3月】

(1) 国内準備期間 (2015年5月上旬)

- ① 第1年次の活動進捗状況及び収集した情報・教訓を踏まえ、第2年次の業務計画書案を策定する。

(2) 現地派遣期間 (2015年5月中旬～2015年2月下旬)

- ① 業務計画書案の内容をガーナ事務所に行く。コメントを基に内容を修正する。
- ② 業務計画書案 (和文) を基に、現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワーク・プラン案 (英文) に取りまとめる。現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を C/P と打合わせる。
- ③ AMSEC サービスの持続性を高める試行的な手法や活動を選定する (継続)。
- ④ AMSEC サービスへのアクセスを強化するパイロット・プロジェクトを実施する (継続)。
- ⑤ 現地業務結果報告書 (英文) を作成し、C/P 機関及びガーナ事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2016年3月上旬)

- ① プロジェクト業務完了報告書 (和文) を作成し、監督職員に報告する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1年次はプロジェクト事業進捗報告書、第2年次はプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ下記(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1年次	業務計画書(第1年次) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文: 3部
	ワーク・プラン(第1年次)	業務開始から約3カ月後	和文: 3部 英文: 3部
	プロジェクト業務進捗報告書	第1年次契約終了時	和文: 3部 英文: 15部 CD-R: 3枚
第2年次	業務計画書(第2年次) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文: 3部
	ワーク・プラン(第2年次)	業務開始から約1カ月後	英文: 10部
	プロジェクト業務完了報告書	第2年次契約終了時	和文: 3部 英文: 15部 CD-R: 3枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書/完了報告書に添付して提出することとする。

- 1) ガーナ農業機械化現状報告書
- 2) AMSEC 運営ガイドライン

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告するものとする。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2014年4月に開始し、約24ヶ月後の終了を目処とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1年次 約 9.00M/M

（全体） 約 18.00M/M

（2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

1) 総括/経営戦略（3号）

2) 農民組織化/営農（3号）

3. 相手国の便宜供与

（1）カウンターパートの配置

（2）事務所スペースの提供

4. 閲覧資料等

（1）本業務に関する以下の資料は、当機構農村開発部乾燥畑作地帯第二課（TEL:03-5226-8440）への照会を通じて閲覧可能です。

ガーナ国天水稲作持続的開発プロジェクト 専門家業務完了報告書（トラクター利用改善）

（2）本業務に関する以下の資料が当機構図書館ウェブサイトで公開されています。

(<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>)

1) ガーナ共和国 貧困農民支援(2KR)準備調査報告書（平成17・19・21・24年度）

2) アフリカにおける農業機械化支援方針策定調査報告書

3) ガーナ共和国 コメ総合生産・販売調査 ファイナルレポート

5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。

6. 現地再委託

（1）現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。業務遂行上必要な現地再委託が有れば、プロポーザルの中で提案すること。

- 1) AMSEC のサービス状況に関する調査
- 2) AMSEC によるトラクター代金支払状況の調査

(2) 現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

(3) プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他留意事項

(1) 仮説

これまでの現地調査より、下記の仮説が想定される。プロポーザルにおいては、下記内容を参考にしながら、問題の分析および解決策について、具体的なスケジュールとともに提案すること。

- 1) AMSEC の問題点の一つとして、賃耕サービスの供給者である AMSEC のサービス内容・拠点に関する農民が情報を持っておらず、一方 AMSEC もサービスの需要者である農民のニーズに関する情報を十分に持っていないことが挙げられる。結果として、農民の AMSEC への賃耕サービスの発注は同時期に集中し、サービスの供給が需要に追いつかない事態が一時的に生じ、農民が耕作の適時を逸する状況が起きている。この点については、双方の情報共有の体制を整備することにより改善されると推測される。
- 2) 各コミュニティ内で存在する AMSEC の数やその農業機械の保有台数は異なる。農業機械の保有が偏在する状況においても、農民がグループとなり、まとまった耕作面積にてサービスを発注した場合であれば、AMSEC の業者が出張ベースでサービスを提供しても採算を合わせる事が出来、農民にとっても農業機械へのアクセスが向上すると考えられる。

以上

